

佐賀市立鍋島中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本的な考え方に立って、生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校とするために「佐賀市立鍋島中学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

○「いじめ」とは…本校生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

3 学校及び教職員の責務

鍋島中学校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、関係機関・団体等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止、早期発見・対応に全力をあげて取り組む。

また、いじめの疑いがあるときは、適切かつ迅速・組織的に対処して解決をはかり、再発防止に努める。

4 組織体制

(1) いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」のメンバーを、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、該当学年の学年主任・生活指導担当・学級担任とする。ただし、状況に応じて、部活動顧問や養護教諭等の関係教職員を委員とする場合もある。なお、いじめの状況や内容等により必要と認める場合は、校内委員会に外部委員（学校評議員1名、スクールカウンセラー1名、PTA 代表1名）を加えた、「いじめ防止対策拡大委員会」を設置して、その対応にあたる。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容は次のとおりである。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施
- ・具体的な年間計画の作成・実行・評価
- ・相談及び通報の窓口の設置
- ・情報の収集と記録、共有、対応策定
- ・相談アンケートの定期的な実施と対応

5 未然防止

- (1) すべての教育活動を通して、心の通い合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育や人権・同和教育を推進しながら他を思いやる心を育てる。
- (2) 授業や行事、体験活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。
- (3) 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係の構築を行う。
- (4) 集団の一員としての自覚を育むことで、互いを認め、支えあう学校風土をつくる。
- (5) 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることのないように、指導・支援のあり方に細心の注意を払う。
- (6) 「生徒指導委員会」や「生徒指導協議会」、また、「教育相談委員会」等において、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、その対応について協議する。
- (7) いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教職員の指導力及び実践力の向上に努める。

6 早期発見

- (1) 軽微な兆候であってもいじめではないかとの危機意識を持ってあたるなど、いじめを積極的に発見するよう努める。
- (2) いじめの兆候を察した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、その情報を共有して、迅速な対応に努める。
- (3) 生徒とふれあう時間を確保するように努め、生徒の変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 定期的なアンケートや教育相談の実施、小中連携による情報共有、家庭や地域からの情報提供等により、いじめの実態把握が行われやすい体制づくりに努める。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応し、適切な初期対応に努め早期解決・再発防止を図る。
- (2) 被害生徒の保護・支援にあたるとともに、加害生徒にも教育的配慮の下で毅然とした態度で指導する。
- (3) 全教職員の共通理解、保護者への連絡、佐賀市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を速やかに行う。

8 教育相談体制

- (1) 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- (2) 生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、生徒がいつでも相談できる機会をつくる。
- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターおよび別室対応支援員、サポート相談員、学校生活支援員、特別支援学級支援員等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。
- (4) 次の年間計画にもとづく取り組みを進めるとともに、生徒の変化を見逃さないように努める。

月	実 施 事 項
4	職員会議(情報の整理と共通理解、相談室の整備と相談室の利用についての案内など)
5	家庭訪問(または二者面談)の実施と情報共有 教育相談アンケートの作成と実施 「いじめ防止対策拡大委員会」で活動計画及び意見交換 Q-Uテストの実施
6	教育相談の実施、相談結果の整理と対応 いじめ防止対策基本方針の周知(HPなど) いじめ・体罰に係るアンケート調査と対応
7	いじめ対応校内研修会、学年PTA(いじめ防止対策等)
8	夏季休業中の教育相談的対応(家庭訪問、電話、手紙など)
9	生活アンケート(夏季休業中の心配事や悩みなど) 情報の共有と対応
10	校内研修(いじめ問題への対応、事例研究など)
11	二者面談・三者面談の実施、情報整理と対応
12	学年PTA(1年をふりかえって・生徒の生活) 学校評価への反映(評価項目に「いじめ防止対策の取組」あり)
1	次年度に向けての対応について校内協議
2	「いじめ防止対策拡大委員会」で活動報告、次年度計画の協議
3	次年度の計画確定

9 重大事態への対処

- (1) ただちに佐賀市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- (2) 佐賀市教育委員会と協議のうえ、「いじめ防止対策拡大委員会」を設置し、事実関係を明確にするために調査を実施する。
- (3) 被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して、教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。
- (4) 事案にかかる調査結果については、個人情報保護に十分に配慮しながら、関係の生徒・保護者への適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に調査結果を活用する。

10 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、生徒の理解を深める。
- (3) 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、さまざまな方法や機会を活用して生徒や保護者への啓発活動を行う。
- (4) ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて警察署等の外部機関と連携して対応する。

平成26年4月1日策定

令和 4年4月1日改定

令和 5年4月1日改定

令和 6年4月1日改定

令和 7年4月1日改定

※ この方針は、今後も必要に応じて改定する。